

松江市たばこ対策推進事業 令和 8 年度事業計画（案）

「第 2 次松江市たばこ対策行動指針」に基づき、以下の取り組みを進める。

1. 受動喫煙防止

（1）健康増進法にかかる対応

- ①相談・受付窓口における対応、指導
- ②たばこの煙のない飲食店、事業所を増やす取り組み

（2）公共施設の対策推進

- ①第 1 種施設の敷地内禁煙化の推進
- ②第 2 種施設の屋内禁煙化、屋外の分煙対策徹底とその周知

2. 20 歳未満の者・妊産婦の喫煙防止

（1）20 歳未満の者等へのアプローチ

- ①小・中・義務教育学校、高等学校における喫煙防止教育の実施（出前講座等）
- ②保育園、幼稚園における喫煙防止教育の支援
- ③保護者会や P T A を対象とした喫煙防止の啓発、出前講座等の実施
- ④運動会や部活動の大会など行事等における保護者への禁煙の呼びかけ・啓発
- ⑤20 歳未満の者及び大学生、新成人を対象とした啓発の実施

（2）妊産婦等へのアプローチ

- ①妊産婦とその家族への啓発・禁煙指導
 - ア 妊娠届出時（啓発グッズ・チラシ）
 - イ 赤ちゃん訪問時
 - ウ 乳幼児健診時（4 か月、1 歳 6 か月、3 歳）

（3）保護者・家族、市民へのアプローチ

- ①保護者や家族、市民への啓発・具体的な行動の呼びかけ
 - ア 「こどもや妊産婦に喫煙させない」
 - イ 「こどもや妊産婦の近くで喫煙しない」
 - ウ 「こどもや妊産婦を喫煙場所に立ち入らせない」
 - エ 「こどもの手の届くところにたばこを置かない」
 - オ 「喫煙する姿をこどもに見せない」
- ②「まつえの子育て AI コンシェルジュ」による啓発

3. 禁煙希望者への支援

（1）禁煙支援に関する情報提供

- ①イベントの活用やマスコミ等を通して、広く市民への情報提供
- ②職域団体や業界団体等を通じた情報提供
- ③禁煙外来マップを活用した周知・啓発

（2）喫煙者及び禁煙希望者へのアプローチ

- ①特定健診やがん検診、健康相談、イベント等の機会を捉えた個人への啓発・禁煙チャレンジのきっかけづくり

②禁煙治療実施医療機関・禁煙支援薬局による相談・指導の実施、相談窓口の周知

(3) 禁煙外来治療費の助成

①松江市国民健康保険における助成制度の実施（継続）

②他保険者との連携、協議

③市報及び健康メールでのPR

④禁煙成功者へのアンケート

4. たばこ対策に関する周知・啓発

(1) たばこの健康影響及び各種対策の周知・啓発・情報提供

①ロゴマーク及び川柳を用いた啓発グッズによる啓発

②各種媒体を活用した情報提供・周知・啓発

ア 啓発用パンフレット、ポスター等の掲示

イ 市報や市HP、健康メール、市公式 SNS (X、Instagram、Facebook に加え、令和 6 年 1 月～公式 LINE も開始)、「まつえの子育て AI コンシェルジュ」等を活用した周知・啓発

ウ 市公共施設での啓発展示

エ 市広報番組（マープル・FMラジオ）での情報提供

オ 特定健診やがん検診の啓発に合わせた情報提供

③各種イベント時や地域における保健活動での周知・啓発

④慢性閉塞性肺疾患（COPD）に関する内容も含めた周知・啓発

⑤世界禁煙デー（5月31日）に合わせた街頭キャンペーン等の啓発

⑥たばこに関する研修会等の開催支援

⑦加熱式たばこに関する周知・啓発

(2) 市民運動としての推進体制の充実化

①健康まつえ 21 推進隊、ヘルスポランティア協議会等と連携した啓発の推進

②健康まつえ応援団事業所や市との包括連携協定締結事業所等と連携した啓発の推進

③市民と協働した取組みの推進

5. その他

(1) 事業の進捗管理

①市公共施設等での事業推進と進捗管理

②たばこ対策推進会議による事業の推進と進捗管理